

監査結果公表第17-29号

定期監査の結果の公表について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成18年2月7日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	三 宅 博
同	田 中 久 夫

記

1 定期監査
人権文化部

2 監査の結果
別紙のとおり

3 問合せ先
八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 0729-24-3896(直通)

4 その他
監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 仲村 晃 義 様
八尾市議会議長 杉本 春 夫 様

八尾市監査委員 西浦 昭 夫
同 北山 諒 一
同 三宅 博
同 田中 久 夫

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

- 1 監査の実施期間
平成17年9月1日から平成18年1月25日まで
- 2 監査の対象部局
人権文化部(人権国際課・桂人権ふれあいセンター・安中人権ふれあいセンター・文化振興課)
- 3 監査の対象事項及び範囲
監査の対象事項 財務事務等
監査の範囲 平成16年度の事務事業
- 4 監査の目的及び着眼点
財務事務等が関係法令に従って適切、かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。
- 5 監査の結果
財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

【人権国際課】

- 1 文書事務について
 - (1) 伺書において決裁日、施行日、完結日の記入のないもの、鉛筆で記入されているもの、及び事後決裁のものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。
 - (2) 收受文書に收受印のないものが見受けられたので、八尾市文書処理規程に基づき適正に処理されたい。
- 2 団体への助成金交付事務について
助成金交付手続きにおいて、決裁区分の誤ったもの、実績報告書等が不足しているものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。
- 3 契約事務について
決裁区分及び随意契約根拠条項の適用を誤ったものが見受けられたので、改められたい。
- 4 備品管理について
備品台帳より抽出し現品と確認をしたところ、廃棄された備品について台帳に未処理のものが見受けられたので、適正に処理されたい。
- 5 外部監査の結果及び意見について
八尾市国際交流センターに係る平成 15 年度の包括外部監査結果及び意見に対する措置等については、現在まで数度の改善措置及び検討経過が報告されているが、「補助効果の測定」について、同団体と協議のうえ、早期改善に向け努力されたい。

【桂人権ふれあいセンター】

- 1 文書事務について
收受文書に対し、收受印の押印や文書処理簿への記入がなく文書処理されていないものが見受けられたので、八尾市文書取扱規程に基づき適正に処理されたい。
- 2 センター使用許可事務について
八尾市立桂人権ふれあいセンター使用許可申請書において、使用目的、内容、使用料及び減免理由欄の記載されていないものが多く見受けられたので、適正に処理されたい。
- 3 市営住宅使用料の窓口収納事務について
窓口で収納された市営住宅使用料において、日々の集計等を収納金払込書に記載し金融機関に納付されているが、この収納金払込書において、日付、合計金額、合計枚数が記載されていないもの、枚数の誤ったもの等が見受けられたので、適正に処理されたい。

【安中人権ふれあいセンター】

- 1 文書事務について
收受文書に対し、收受印の押印や文書処理簿への記入がなく文書処理されていないものが見受けられたので、八尾市文書取扱規程に基づき適正に処理されたい。

2 センター使用許可事務について

八尾市立安中人権ふれあいセンター使用許可申請書の減免理由欄において、適用条項の記載が誤っているものが見受けられたので、適正に処理されたい。

【文化振興課】

1 契約事務について

会議記録テープの反訳業務委託契約については、契約単価のみが伺書に記載されているが、予定数量、予定金額等も記載されたい。

また、同契約は随意契約とされているが、入札を含め契約方法について検討されたい。

2 委託料の精算について

市主催事業の文化振興事業団への委託料については、事業完了後速やかに精算されるよう指導されたい。

3 会館使用許可事務について

文化会館の公用使用許可について、使用許可書を申請者に交付せず、申請書と合せて保管されているが、許可書は申請者に交付し使用時に携行させるものであるので適正な事務処理に改善されたい。

4 備品管理について

備品台帳より抽出し現品と確認したところ、備品番号シールの欠落しているものが見受けられたので整備されたい。